

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
(介護予防) 訪問介護事業・契約書
変更同意書

本年3月1日より(介護予防)訪問介護契約書の内容のうち、以下の部分の変更に伴い、契約内容変更とします。

*訪問介護・重要事項説明書(介護予防)

2 (2)ステーションの職員体制の変更

(現行)

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
ヘルパー	3	15	18

ヘルパーの資格

介護福祉士	10名
ヘルパー1級	0名
ヘルパー2級	8名

(変更)

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
ヘルパー	3	14	17

ヘルパーの資格

介護福祉士	10名
ヘルパー1級	0名
ヘルパー2級	7名

*訪問介護契約書(介護予防)

第4条(介護予防)訪問介護の内容

1 ご利用者が提供を受ける(介護予防)訪問介護の内容は下記のとおりです。ステーションは、下記に定めた内容について、ご利用者及び代理人に説明します。

・サービス内容

ア 生活援助

- ①買物(食材・日用品等の買い物代行)
- ②調理(下ごしらえ・調理・配膳・後片付け等)
- ③掃除(掃き掃除・拭き掃除等)
- ④洗濯(洗濯・乾燥・取り込み・たたみ・収納等)
- ⑤その他の家事援助

イ 身体介護

- ⑥食事介助(食卓への移動の介助・食事の介助・見守り等)
- ⑦入浴介助(全身浴・部分浴・入浴の準備・更衣の介助・見守り等)
- ⑧排泄介助(ポータブルトイレへの移動介助・おむつの交換等)

- ⑨清拭（全身清拭・手浴・足浴・排泄後の清潔保持等）
- ⑩体位変換（床ずれ・床ずれ予防等に要する体位交換）
- ⑪通院介助（外来通院の同行）
- ⑫外出介助（買い物等への付き添い）
- ⑬その他の身体介護

（追加）⑪通院介助（外来通院の同行）院内の提供は介護保険適用外（全額自己負担）。ただし、ケアプランに位置づけられた内容で認められたものはサービスを提供します。

第9条（サービスの中止）

1 ご利用者又は代理人は、ステーションに対して、サービス提供日時の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止をすることができます。

（旧）24時間前までに （変更）1時間前までに

2および3の項目は削除

4 ご利用者又は代理人は、ステーションに対して、サービス提供日時までに通知をしなかったときは、そのときの全サービス基本料金の100%をステーションに支払います。

（旧）サービス提供日時までに
（変更）第9条1項の1時間前までに

（旧）全サービス基本料金の100%
（変更）契約書別紙（H28.3.1）当日キャンセル料

第9条4項 → 第9条2項へ変更

平成 年 月 日

（介護予防）訪問介護利用にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づいて変更説明しました。

サービス提供者

所在地 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

名称 サンシャインホームヘルパーステーション

説明者 サービス提供責任者 _____ 印

私は、本書面の変更内容をサービス提供者から（介護予防）訪問介護利用についての説明を受け同意しました。

ご利用者
住所

氏名 _____ 印

ご家族
住所

氏名 _____ 印

代理人
住所

氏名 _____ 印